令和８年４月

# 初回産科受診費用助成事業申請のご案内

## １　初回産科受診費用助成事業とは

初回産科受診は、産科医療機関等において、当該妊娠について初めて妊娠の判定を受けた際の当該受診（保険診療の適用を受けるものを除く。）をいい、経済的な理由で初回産科受診を控えることのないよう、妊娠判定のための初回産科受診費用の一部を助成します。

### 助成対象者

初回産科受診及び申請の日において大津市に住所を有し、初回産科受診の日までに市販の妊娠検査薬により妊娠の陽性を確認した方で、下記の（１）から（３）のいずれにも該当する方が対象です。

| | |
|---|---|
| （１） | 申請日の属する年度の市民税（申請日において当該年度の市民税が確定していないときは、その前年度の市民税）が非課税の世帯の方、若しくは生活保護受給世帯の方、又はこれらと同等と市長が認める方。 |
| （２） | 妊婦健康診査を受診した医療機関等と市との間で、健康等の支援に必要な情報を共有することに同意いただける方。 |
| （３） | 初回産科受診の日の前に、すこやか相談所で健康状態等に関する面談を受けた方。 |

※令和８年４月１日以降の初回産科受診が対象です。

※妊娠の判定のため、複数回受診された場合でも初回の検査のみ助成対象となります。

※診察の結果、妊娠ではなかった場合や、保険診療の適用になった場合は、助成の対象外となります。

## ２ 助成金の額

初回産科受診費用助成は、１回の妊娠当たり、初回産科受診に要した費用（保険診療の適用を受けるものを除く。）に相当する額と１０，０００円のいずれか少ない方の額（１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を助成します。

## 3 申請方法

①事前にすこやか相談所に電話で予約し、制度の利用について面談を受け、申請書をお受け取りください。

**すこやか相談所の連絡先は、二次元コードからご確認ください。**

②産科医療機関等を受診し妊娠確認後、一旦費用を自己負担して領収書及び診療明細書の原本を受け取ってください。

③受診後にすこやか相談所に電話で事前連絡のうえ、申請前にすこやか相談所に妊娠届出書を提出し母子健康手帳の交付を受けてください。

④下記申請時必要書類を全て添付の上、妊娠届出の際にすこやか相談所に提出していただくか、すこやか相談所で妊娠届出後に母子保健課の窓口または郵送で申請してください。母子保健課に郵送の場合は、申請期限当日の消印有効です。

（注）申請期限は、初回産科受診の日から起算して３か月以内です。
申請期限を過ぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。

## 4 申請時必要書類

**①大津市初回産科受診費用助成金交付申請書兼請求書**・・・申請者が記入

※申請者は対象者（受診者）欄にも記載し、世帯構成員の状況欄には生計を一にする対象者（受診者）を含む全員を漏れなく記載してください。

※対象者が未成年の場合は、「申請者」は法定代理人（親権者）となります。世帯構成員の状況欄には法定代理人及び対象者（受診者）を含む生計を一にする者全員を漏れなく記載してください。また、法定代理人が振込先の口座名義人となります。

**②妊娠届出書**・・・産科医療機関等の医師、助産師等が作成したもの。産科医療機関等で妊娠届出書の発行が無い場合は、母子保健課までご相談ください。

※すこやか相談所に妊娠届出書を提出された後に、初回産科受診費用助成金の申請書類を母子保健課に提出する場合は、妊娠届出書の母子保健課への提出は不要です。

**③領収書及び診療明細書**・・・初回産科受診をした産科医療機関等が発行する初回産科受診の原本が必要です。

**④市民税課税状況が確認できる書類**・・・下記の書類をご提出ください。

※大津市初回産科受診費用助成金交付申請書兼請求書の世帯構成員の状況欄に記載されている方全員分が必要です。

| 令和８年４月１日～令和８年６月３０日に申請の場合 | |
|---|---|
| 令和７年１月１日時点で大津市に住民登録あり | 大津市初回産科受診費用助成金交付申請書兼請求書「４税情報確認、情報提供等に関する同意事項」の記入<br>（申請者及び配偶者を含む世帯全員の同意が必要） |
| 令和７年１月１日時点で大津市に住民登録なし | 前住所地の発行する<br>申請者及び配偶者を含む世帯全員の＜令和７年度市県民税課税(非課税)証明書＞ |
| **令和８年７月１日～令和９年６月３０日に申請の場合** | |
| 令和８年１月１日時点で大津市に住民登録あり | 大津市初回産科受診費用助成金交付申請書兼請求書「４税情報確認、情報提供等に関する同意事項」の記入<br>（申請者及び配偶者を含む世帯全員の同意が必要） |
| 令和８年１月１日時点で大津市に住民登録なし | 前住所地の発行する<br>申請者及び配偶者を含む世帯全員の＜令和８年度市県民税課税(非課税)証明書＞ |

●市民税課税の基準日１月１日以降に大津市に転入された方は、本市では課税状況の確認ができません。世帯員それぞれの市民税課税（非課税）証明書を前住所地より取り寄せてください。

● 収入がない方（専業主婦など）で申告をされていない方は、課税状況の確認ができません。市役所または支所で収入がない等の申告を済ませておいてください。

（ご家族が会社等でまとめて申請されている場合は、改めての申告は不要です。）

**⑤生活保護に関する証明（必要な方のみ）**・・・生活保護法による被保護世帯である場合（生活扶助のほか医療扶助を受けている場合も含む）。

※生活保護受給状況の確認及び証明書の交付について大津市が調査することに同意し、同意書を提出している場合は省略できます。

**⑥申請者本人名義の口座・支店名を確認できるもの**・・・預金通帳の写し

※通帳をお持ちでない場合は、ご自身でネットバンクの web ページから、口座情報を印刷して提出してください。

※申請者本人の口座以外の振込みを希望する場合は、受領に関する委任状を提出してください。委任状には、申請者及び代理人の氏名を署名の上、申請者氏名横に請求印と同じ印鑑で押印してください。

## 5 助成金の交付方法

助成が決定された場合は、申請者本人に大津市初回産科受診費用助成金交付決定通知書を送付し、通知の日からおおむね１か月後に助成金を申請書記載の口座に振込みます。

なお、要件に該当しないなど助成金を交付できない場合は、大津市初回産科受診費用助成金交付申請棄却（却下）決定通知書を送付します。

## 6 問合せ先

**大津市母子保健課　母子保健係（平日：９時～１７時）**
**（所在地）〒５２０－００４７　大津市浜大津四丁目１番１号　明日都浜大津２階**
**（電　話）０７７－５１１－９１８２**

※提出いただいた書類について、後日お電話で確認をさせていただく場合があります。